

未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県茶産地の維持・発展を図るため、茶生産者等（以下「事業実施主体」という。）が実施する未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく事業に対し、市町村が補助する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、市町村に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業、補助対象経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業実施主体、補助事業、補助対象経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、市町村長から前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に送付するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業に内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を

提出して知事の承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付方法）

第6条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が、必要があると認める場合には、概算払により交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第7条 市町村長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により、市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、市町村長に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額

を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第10条 この要綱に規定する書類については、正副2部を管轄する農務事務所を経由し、知事に提出するものとする。ただし、複数の農務事務所に事業実施場所の範囲が及ぶ場合にあっては、主たる事業実施場所を管轄する農務事務所を経由するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 市町村長は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定額報告書(様式第8号)により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、令和4年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従

前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき、令和5年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別表

補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 老朽茶園更新処理促進事業	生産者 生産者で組織する団体 農業法人	老朽化した茶樹の樹勢を回復させ、生産量や品質を向上させる更新処理（台切り）の実施に要する経費	5千円/a 定額	1 補助対象経費の各費目において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金額の増額を伴わない場合
2 茶園集積促進事業	生産者 生産者で組織する団体 農業法人	高品質な茶生産を推進するため、茶園を集積し、台切りを行う生産者等に対し、集積1年目に必要な土壌改良に要する経費	5千円/a 県 1/2 市町村 1/2	

山梨県知事 殿

市町村長 (印)

〇〇年度未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金交付申請書

〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金交付要綱第3条1項の規定により、補助金交付を申請します。
なお、下記の内容に虚偽や不正がないことを申し添えます。

※押印省略可

1 補助金交付申請額 円

2 事業の目的

3 事業の計画（又は実績）

事業実施 主体	補助事業	事業内容等

事業費	県費 補助額	備考
(円)	(円)	

4 経費の配分

補助事業	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要する経費 (補助事業に 要した経費)	負担区分			積算の 基礎
			県費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
計						

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

6 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算 額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金	(円)	(円)	(円)	(円)	
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算 額)	前年度予算額 (本年度予算 額)	比較増減		備考
			増	減	
	(円)	(円)	(円)	(円)	
計					

市町村長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇〇事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (5) 知事は、第3条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
 - (6) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助対象事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない

山梨県知事 殿

市町村長 (印)

〇〇年度未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更したいので、未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

[補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分と、変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。]

※押印省略可

山梨県知事 殿

市町村長 (印)

〇〇年度未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を中止（廃止）したいので、未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により申請します。

1 中止（廃止）の理由

(できるだけ具体的に記入すること。)

2 中止の期間（廃止の時期）

※押印省略可

山梨県知事 殿

市町村長 (印)

〇〇年度未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条第2項の規定により次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 ー

2 内 訳

補助金 交付決定額①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考
(円)	(円)	(円)	(円)	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

金融機関名

本店 ・ 支店 (支店名)

預金種別 当 座 ・ 普 通

口座名義

口座番号 No.

※押印省略可

山梨県知事 殿

市町村長 (印)

〇〇年度未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったこのことについて、未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり報告いたします。

- 1 事業実績報告書 (別紙計画書に準ずる)
- 2 その他添付書類
 - 【茶園更新処理促進事業を実施した場合】
 - ・実施状況が確認できる写真
 - ・実施した農地の面積が確認できる農地台帳等
 - 【茶園更新処理促進事業を実施した場合】
 - ・茶園の集積したことが分かる契約書等
- 3 支払の方法
 - 口座振替 振替先金融機関
 - 支店名
 - 預金種別
 - 口座番号
 - 口座名義
 - 口座名義 (フリガナ)

※押印省略可

番 号
年 月 日

市町村長 殿

山梨県知事 印

〇〇年度未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金額の確定通知書

〇〇年度未来へつなぐ茶産地イノベーション支援事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	金	円
概算払済み額	金	円
精算払額	金	円
返納額	金	円

山梨県知事 殿

市町村長 (印)

消費税等仕入控除税額の確定報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった未来へつなぐ茶産地イノベーション推進支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり報告いたします。

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額 (3 - 2) 金 円

その他添付書類
返還額に係る精算の内訳等

※押印省略可